

会 議 録

令和6年度		日時	令和6年10月19日(土) 10時～11時40分
第2回 焼津市子ども・子育て会議		場所	焼津市役所本庁舎会議室1B
議 題	(1) (仮称) 焼津市こども計画素案について (2) 子ども・子育て支援事業計画 数値目標(案)について (3) こども・若者意見聴取結果に係る意見の反映について		
出席者 24人	(委員氏名)	(所属団体名・役職等)	
	永田 恵実子 武藤 裕子 村松 幹子 今村 均 鈴木 正志 森岡 真樹 山下 庸介 星野 真寿美 片山 康俊 飯妻 宏典 大石 結香	静岡福祉大学 子ども学科 保育・教育実習センター長 教授 大井川西小学校 校長 焼津市保育園協会 会長 焼津市私立幼稚園協会 会長 焼津市社会福祉協議会大井川支所 所長 焼津市保育園保護者会連合会 会長 焼津市私立幼稚園 PTA 連絡協議会 会長 焼津市 PTA 連絡協議会家庭教育学級副委員長 志太地区労働者福祉協議会 副会長 焼津公共職業安定所 所長 静岡福祉大学 学生	
	(事務局氏名)	(所属・職名)	
	杉山 佳丈 岡村 昇 堀内 千穂 小長谷 邦博 飯塚 宏慈 山本 奈央 鈴木 和希 一ノ瀬 いずみ 朝倉 満 尾村 哲哉 関 章乃 下村 千鶴子 植村 和広	こども未来部 部長 こども未来部 次長 兼 こども相談課長 こども未来部 子育て支援課 課長 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主幹 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主査 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主任主事 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主事 こども未来部 子育て支援課 給付担当 係長 こども未来部 こども相談課 こども家庭相談担当 係長 こども未来部 保育・幼稚園課 保育・幼稚園担当 係長 健康福祉部 健康づくり課 母子保健担当 主幹 学校福祉部 子ども支援課 青少年教育相談センター 所長 学校福祉部 家庭支援課 放課後支援担当 係長	
欠席者 4人	吉田 公輔 池田 媛香 岩ヶ谷 江理 飯塚 陽成	焼津商工会議所青年部 焼津市公立幼稚園 PTA 代表会長 放課後児童クラブほしのこクラブ 保護者代表 静岡福祉大学 学生	

- 1 開会
- 2 こども未来部長挨拶
- 3 議事
 - (1) (仮称) 焼津市こども計画素案について
 - (2) 子ども・子育て支援事業計画 数値目標(案)について
 - (3) こども・若者意見聴取結果に係る意見の反映について

【議長】

本日の案件は3件です。まず、議題(1)「(仮称) 焼津市こども計画素案について」にです。質疑応答、御意見等は、最後にお受けさせていただきます。事務局、お願いします。

【事務局】

ー 計画素案及び資料1に基づき説明 ー

【議長】

事務局の説明が終わりました。御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【委員】

着々とこども計画が形になっており嬉しく思います。

基本的に切れ目のない支援というものが大きな目標となっているかと思えます。それがきちんと文言化されているということはよくわかりますが、果たしてこれらのいろいろな政策がワンストップで行われていくのかどうかということを少し危惧するところがあります。

例えば、社会福祉法人に放課後デイサービスのような発達支援系の力を貸して欲しいといった声がかかることがあります。それは子育ての担当ではなく、障害の担当になると思えます。

でもそこはこどもも含めての内容になってくるわけなので、計画の中には網羅をしたが、行政の中で縦割りではなくワンストップといえますか、そういうところからの仕組みが必要になってくると思えます。

焼津市を挙げてという気概は見えてきますが、いろいろな行政の窓口が一緒になって計画に参画をしているか、ということについてお聞きしたいと思えます。

それから少し細かいことになってしまいますが、そもそもこういう計画を支えるためには人材が必要で、人材をどう養成するかどう確保するかというのは、やはりマンパワーが必要です。計画を実践するには、だとしたら、そのマンパワーをどう確保していくかという点になるのですが、そこは各施設、各園の自助努力だけでは立ち行かなくなっておまして、もっと広く、例えば養成校の力もあるが、もっとそれ以前の中学高校の児童生徒たちに、福祉関係の仕事、人を育てるという関係の仕事の魅力をもっともって伝えていかなければいけないと思えます。

その辺りからの働きかけをするということをもっともって長い目で育てていく。今

足りないからどうしようということではなくて、そこからの働きかけを計画の中にもっとより強く盛り込んでいただけたらすると、より良い計画になるかと思しますので、その先を見据えた計画として成立していくのではないかと考えています。

【議長】

ありがとうございます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。

担当からご説明をさせていただいた通り、まだ細かい事業がぶら下がってないものから、わかりづらいところも多々あるかと思いますが、まず一点目の障害児への対応については、施策体系のライフステージを通した基本政策の部分、「基本方針1 多様なニーズに応じた切れ目のない支援の充実」の中の基本施策の下から二つ目、「配慮が必要なこども・若者・家庭への支援の充実」、この中に記載をしていく予定でございます。

また二つ目の人材の確保の部分につきましては、次のページになりますが、施策体系のライフステージ別の基本施策 基本方針2の中で、「妊娠期から幼児期まで」の部分において、「幼児教育・保育の充実」があります。この中の「幼児教育・保育の質の確保向上」、ここの部分で、できるだけ記載させていただきたいと考えております。

【議長】

39歳ぐらいまでの方が若者に入るのだらうと思うのですが、こういう人たちへの支援をどのように見ておられるのかなあとと思います。結婚したい人もいるのだらうとか考えると、若者への支援も厚く入れるか、別にするのか、何か施策に入れる必要があるのかなと思いますがどうでしょうか。

【事務局】

若者への支援につきましては、これまで子ども・子育て支援事業計画の中では取り組んできていない部分でありますけれども、今回の計画には入れることとなりますので、委員にいただいたご意見などについてはできるだけ入れていきたいと考えております。

【議長】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。他にご意見いかがでしょうか。

【委員】

確認ですけれども、第1回会議資料のアンケート調査のなかで、ヤングケアラーという言葉が結構出ていたと思います。最近になって出てきた言葉だと思うのですが、ヤングケアラーの支援について、今回の計画の中では先ほど出てきた「配慮が必要なこども・若者・家庭への支援の充実」のところに位置付けられるのでしょうか。対策は今後考えられていくのでしょうか。

【事務局】

委員がおっしゃったとおり、「配慮が必要な子ども・若者・家庭への支援の充実」にヤングケアラーについての政策を盛り込んでいく計画でございます。また、個別事業については、今後紐づけしていくこととなります。

【議長】

ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

【委員】

小学校で昔よりも、障害者というか、グレーな子の診断がだいぶ細かく分けられるようになった。うちの子は大丈夫かなと思って、診断というか、まず通級に通いたいと言っても、かなり待ちがあつてなかなか通えないということを知ったのですが、その辺の対策はどのように反映されているかということと、あと幼稚園や会社もそうですが、今どうしても日本人だけだとなかなか雇用が回っていない状態で、外国人労働者をかなり雇っているのですが、外国人の子どもや保護者への支援・配慮というものは、具体的にどうなっているかお聞かせいただきたいと思います。

【事務局】

小学校の巡回相談の関係のお話かなと思います。確かに小学校の巡回相談ではお待たせしてしまっているというところもあるのですが、子ども未来部では、幼児巡回相談員が幼稚園・保育園の巡回相談をしております。また、発達の問題を扱っている部署があるのですが、そういった部署が連携して、小学校の中に入っていくながら、少しでもその辺りの解消ができないかということで今力を入れているところでございます。

確かに配慮が必要な子どもが増えてきておりますので、今追いつけていないところもありますけれども、何とか追いついていきたいという思いの中で頑張っているところでございます。

2点目の外国人の子どもたちへの支援につきましては、大井川庁舎の中で、学校に通う前に、まず日本の文化について少し学んでから学校に行っていただく、段階を踏んだ支援をさせていただいているところでございます。

なかなか子どもは柔軟性があつて、そういった取り組みをさせていただければ、のみこむことが早いというところもありますので、そういう取り組みを教育委員会では頑張っているというところでございます。

【議長】

ありがとうございます。外国人については特別な支援が必要ということになっておりますので、そのまま進めていただければと思います。その他ご意見よろしいでしょうか。

【委員】

ライフステージを通じた基本施策の中に、「子ども・若者の権利の尊重」というのが

あると思いますが、権利について皆さん大事だなというのはイメージとしてあると思いますが、具体的に権利を尊重することを理解する取り組みの推進はどんなイメージを持たれているかどんな方向で考えているか教えていただきたい。

【事務局 子育て支援課】

こどもの権利の尊重についてですが、それこそ今回、こども基本法の新しい考え方といますか、子どもの権利条約などもありますので考え方としては新しいわけではないですが、今回の計画から初めて、必要な措置を講ずることが国や自治体等においても義務化されていくということで、こどもに関わるものを事業とする場合については必ず当事者の意見をまず聞いてみようということです。必ずしもそれを反映できるわけではない場合も当然ございますので、そういったものをなるべく反映するように、できなければできないなりにフィードバックしていく。そういったところを市全体で確実に実行していく。当然、市だけがやってもしょうがないので、民間の事業者も挑戦して進めていかなければいけないと思います。市では3月に市内の全ての課を集めて、説明会も実施しており、事業をやる前に必ずこども若者の意見を聴取して反映していくことを理解するところから始めております。きちっとやっていきたいなというふうに考えているところです。

【委員】

こどもの意見尊重というところがメインに据えられていると思うのですが、意見を出せるお子さんと、まとまらないお子さんとか思いつかないお子さん等いろいろいると思います。意見を出せるお子さんは尊重される。その他のお子さんについては、尊重していないわけじゃないけども、拾いきれないっていう現状も出てくるだろうと思いますので、「全てのこどもを」という考え方で行くと、やはり意見をまとめきれないお子さんや、思いつかないお子さんに対してどのような支援をしていくか、支えていくか、教育をしていくか、というところも、今後見通して取り組んでいただけると「全てのこども」というワードが実現していくのではないかという感想を持ちました。

【議長】

ありがとうございました。議題（1）の件についてはよろしいでしょうか。

では、次に議題（2）「子ども・子育て支援事業計画 数値目標(案)について」です。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

ー 計画素案に基づき、説明 ー

【議長】

事務局の説明が終わりました。支援事業計画の数値目標案についてご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

【委員】

細かな数字が出ておりますが、一つ一つお聞きしたいことがありますし、感じたところがありますのでお話しさせていただきます。

まず保育所なので2号認定3号認定のこどもたちを受け入れるわけですが、需給計画の充足につきましては、マイナスが解消されていくとお話を伺いました。

ということはですね、将来的に定員割れが起こるとということと裏腹になっていくかもしれない。今は、受け入れたくても受け入れられないから、いわゆるニーズに対して実績的にはちょっと難しいですよとお断わりすることもたくさんあるのですが、そのうち段々とこどもたちが減っていきますと、数字が改善されていくということは反面そういうこともあるということなので、事業主としてはそういうところを少し危惧するところでもあります。それを見越した事業展開をしなければいけないのかなというふうに思いました。

それから1, 2歳児の配置基準が徐々に見直されておりまして、4, 5歳児が今年から25対1になりました。配置基準が見直されたと言いますけれども、全国のいろんな施設で配置基準だけでは到底やっていけないから、自分たちに必要な保育士を配置して、展開をしているということですので、いわゆる実績に基準が追いついたみたいなどころがあるのですけれども、今後、1歳児2歳児は今6対1ですが、1歳児の方は早急にと言っています。ひょっとしたら今年度の予算の中で実施されるかもしれませんし、2歳児についても今後必要だということは国の方に申し入れてはいるのですが、そうすると、配置基準が改定になるということが公定価格に組み込まれるので良いと言えば良いのですけれども、人手の問題が出てきます。今度人材の方ですね。ですので、ひょっとしたら受入が難しいですよということも生じてくるかもしれないということになります。

それから延長保育についてです。先ほど色んなところで働き方改革が始まっていて、延長保育の利用も少しずつ減少傾向にあると伺いました。同時に、保育士の働き方改革もしていかなければならないと思うのですが、11時間の開所が「こどもまんなか社会」において本当にふさわしいのかどうかということも焼津市としても考えていただきたいですし、国としても考えていただきたいということは組織を通じて意見を述べさせていただいているところです。

「こどもまんなか」ということを大前提に訴えているのに、蓋を開けると保護者が真ん中になっています。ですので、焼津市においても、「こどもまんなか」ということをさらに強く打ち出すのであれば、こどもたちにとってのふさわしい保育時間、それはイコール親にとって子育てをする上でふさわしい労働時間にもなる。ということは、やはり保育所の開設時間が11時間であるということは、長時間労働を認めることにもなってしまうので、ある意味堰き止めをして(短時間を)認めていかないと、いつまでたってもこの辺のことは改善していかないのではないかなというように思っています。

それから一時預かりにつきましても同じように、人材の不足ということがやはり大きな課題かなと思っています。一時預かりを受けたくても保育士の確保がなかなか難しく、いわゆる定員の余裕の中で受け入れていくという形もありますし、別室で一時預かりの部屋を作ってやっていくというところもあります。いろんな形がありますけれども、

やはり人材があるかないかによっては、お受けする数値を押さえていかなければならないということが今後生じてくるかと思えます。

それから子ども誰でも通園制度が今後始まっていきます。焼津市としても戦々恐々という感じで条例を作らなければいけないし、大変なところかなと思えますけども、この創設に向けてはシステムが構築されますよね。予約管理ということで今国の方でシステムを作っているところだそうです。利用者さんがこのシステムを使って予約をして、そのシステムから施設の方に利用情報などが伝えられるような仕組みになるわけですけども、市としても、それを取り入れていかなければならないということで、大変なことになってくる。心配するというので、お察し申し上げますという意見になります。

それから、もう一つお聞きしたいのは産後ケアについてですけども、どれだけのニーズが今現在あるのかということをお聞きしたいと思いました。

【議長】

ありがとうございました。たくさんございましたが、絞りますと、保育園側から見た「こどもまんなか社会」ということを焼津市としてどう考えていくかということと、人材不足があるということで、そういったところもどうか。「子ども誰でも通園」が今後始まるということですが、市としてやっていくことがあるということで色々考えていくことがあるのですが、今一番聞きたいのは、産後ケアについてということで良いでしょうか。

【委員】

質問としては産後ケアについてです。

【事務局 健康づくり課】

ご質問ありがとうございます。産後ケアのニーズですが、やはり対象が広がって、産後ケアを必要とする者が対象ということに拡大されたものですから、以前に比べてかなりニーズがあって、申請者も増えています。申請のやり方も産後の妊産婦さんに負担の無いようにということで、先ほど説明した訪問型とデイサービスの2時間未満というのは、今までですと、健康づくり課に来所していただいたり、訪問等で一度お会いをしたりして、そして必要かどうか判断してからご利用いただくという形で、かなり利用までにお時間がかかっていたのですが、今は訪問型と2時間未満という時間の短いタイプのサービスについては、直接実施機関に電話をして、ロゴフォームというシステムを使って申請ができるような形になっています。ですので、早い段階から必要な方にはご利用いただけていると思います。

【委員】

どこまでを産後というのかという考え方もあるかなと思えますけども、ご自宅で子育てをされている方々というのは、いろんなことにこれでいいのかなのかと何か思い悩むことがたくさんあったと思います。そういうところに子育て支援センターも力を貸していきたいと思っていますが、やはり家から出ないよっていう方たちもたくさんいる

わけです。そういう方たちへの支援が本当に行き渡るように、皆さん大変だとは思いますが、きめ細かく配慮していただいて、対応していただけるといいかなと思います。

【議長】

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

【委員】

勉強不足で大変申し訳ありません。病児・病後児保育事業とは具体的にどこの施設でどのようなケアをしているのか教えていただきたいと思います。

【事務局 保育・幼稚園課】

病児・病後児保育事業ですけれども、病児保育というのは、焼津市では大井川保育園で実施しています。こちらは入院等の必要はないけれども、イメージ的にはこどもに熱が出てしまったが仕事に行かなければならないというときに、あくまで医師の診断を経て、集団保育はできないけれども、預けることができるよということを認められた方について、お預かりをするというものになっています。ただ当然医師の診断によるものから、入院が必要であるとか 39 度以上の非常に高熱であるとなると、そもそも預かり自体できないという事例はありますので、全ての方が必ず使えるというものではございませんので、考慮していただきたいという点があります。病後児保育事業というのが大井川保育園で実施している他、焼津市内でいきますと、私立保育園の焼津南保育園と第三ゆりかご保育所で実施していただいております、こちらの方は病気の回復期にある状態で、まだ集団保育は難しいので個別に見ていただきたいというときに、同じように医師の診断を経て預かることができるよと認めていただいた方を預かるという事業となっています。

【議長】

ありがとうございます。時間も押しておりますので、議題（２）についてはこれで締めさせていただきますと思います。

次に、議題（３）「こども・若者意見聴取結果に係る意見の反映について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

－ 計画素案及び資料２に基づき、説明 －

【議長】

ありがとうございます。それではご意見等ありますでしょうか。

【委員】

資料を見させていただいて、若者代表としてこういうものがあつたらいいなというの

を3つ言えたらと思います。

まず、子どもを産むということに対する支援について、自分自身もそうですけど、どのぐらいの時期が産みやすいということをおそらく知らない時があったので、産みやすい時期とか、仕事に合わせたライフプランを立てるにあたって、もっと身近な場所で支援を行って欲しいという点があります。

2つ目が、結婚のことについてなんですけど、自分自身は生まれも育ちも焼津で過ごしているので自分の育った焼津で結婚をしたいなという希望があるのですが、ただ、結婚した後に、自分が変わった環境でやっていけるのかという不安なところとか、責任を感じるという若者の意見に関しては、私も感じる事があって、自分1人じゃなくて、自分が結婚した相手の人と2人で相談ができる取り組みとか、施策みたいなものをしてもらえたらいいのではないかという意見もあります。

3つ目は、自分が将来就職した後のことなんですけど、自分自身来年4月に大学生から幼稚園教諭という就職に切り替わるにあたって、慣れない環境のこととか不安がいっぱいあると思うのですが、そういう部分についてもっと相談ができる、気軽に相談ができる環境を作って欲しいという意見があります。

【議長】

ありがとうございました。

学生と話していて、やはり経験が少ないので、とにかく不安でしかない。何一つとっても、付き合うことはできるけど、一歩踏み込んで結婚するという事について、失敗したらどうしようとか考えてしまうとかですね。

あとは関係を深めていくというようなところで、1回喧嘩したらすぐ別れてしまうというような、コミュニケーションの経験不足というのもあったりするとかですね。

あと彼女が言っていたことは就労の話になりますけど、就労する場所を選ぶときに1度経験しないと、1回行ってみたり、自分で見てみたりとか働いてみないと安心していけないということがあるそうなので、いろんなところで経験してみたい、身近な地域に就労相談がしやすいところがあるといいということでした。

とにかく前に進むのがすごく苦手で、私達は大体年齢になれば、結婚したりした時代だったので、なんか1個1個に対して大丈夫かなと思ってしまうということがあるので、とにかく何か一歩前に行くにしても、結婚もそうだし、就労するにしても、1回経験しないと失敗したらどうしようと思ってしまいます。失敗なんかないからって言うんですけど、何かそういう不安が見えるので、何か相談する機関があって、大丈夫だよと言ってくれるような場所があるといいなということでした。

他にいかがでしょうか。

【委員】

自分は若者が希望を持って、将来に対して希望とか言いたいことが持てることってすごく大事だなと思いますし、結婚する・しないは個人の自由なのかもしれないけれども、何か自分はこの資料2を見させてもらったときに、「結婚はそもそもしたくない」とか、「自分の時間を取られたくない」とか、「面倒くさそう」とか、「結婚したいが」とか、

「結婚したいけど」みたいなものがついているところが、安心して結婚というものにも進めないような実態があるのかなとすごく感じて、すごく印象的だったなと思いました。

また、「相談できる人はいますか」という設問で小学生は親が90%で一番多いのだけども、中学生になると逆転して友人が一番多くなるという中で、こども同士の関わりが、きちんと信頼関係とか、人間関係がうまくSNSが発達している中で対面じゃなくてもコミュニケーションを取れるようになってきているのですが、やはりそういうところで友人が70%なので、自分は学校現場にいますので、学校の中で、こどもとこどものコミュニケーションとか、人間関係が作られていくような場所にしていきたいなと感じました。

【議長】

ありがとうございます。次のご意見をお願いします。

【委員】

私共の方は、若者への就労支援というところで日頃取り組んでいるところではありますけども、例えば先ほど御発言があったように、働くにあたっていろんな悩みを持っていたり、どうしたらいいかわからなかったりとか、やはり初めてのことに挑戦していくということになると不安もあろうかと思うのですけれども、それぞれの場所とか中学・高校・大学とかで、キャリア形成ということがとても大事だと思いますので、そういった面でご指導していただけたらと思います。

学校から要望があれば、専門のアドバイザーを配置しているものですから、学校に行って今後のライフプラン等説明するようなこともやっておりますし、個人でハローワークを利用してもらって、就職が決まったけれどもこういう不安がありますとか、就職する上での不安とか、いろいろあった場合については対応する職員もおりますので、市役所と連携させてもらいながら、協力して支援させていただけたらと思っております。

【議長】

ありがとうございます。次のご意見をお願いします。

【委員】

感想になってしまいますけれども、私も大石委員と同じぐらいの年頃の子を持つ親として自分のこどもを見ていると、将来の夢というか、ビジョンがあまりはっきりしないというか、ただなんとなく生活しているところがあると思います。

それに対して親として個人的に何ができるかと考えるのですが、やはりいろんなことに対して必要以上に恐れているところがあるというか、失敗を恐れてしまっているところもあります。

先ほど会長からもお話があったように失敗じゃないんだけど、失敗もある意味成功なんだけど、成功というか成功に結び付ける一つの過程なんだけどなというところがあるのですけれども、そこをどうしても恐れてしまって一步を踏み出せないでいる

ところがあつたりするものですから、うまくそっちの方に導いてあげられたらいいな
と思っているのですが、結婚のこともそうですし、就職のことについてもそうですけ
れど、やはり大人が後ろから大丈夫だよと支えてあげられる社会にしていかなければ
いけないと思います。

【議長】

ありがとうございます。それでは最後に副委員長よろしいですか。
まとめていただければと思います。

【委員】

今、経験不足で一步前に行くのが、失敗を恐れる、そういう方が増えているとい
うことですが、本当に小学校、中学校のこどもたちの一番心配しているところで
して、焼津市の教育大綱は、「優しく、強く、愛しい人」を目指して、こどもたちを育
てています。そしてその「強く」というところが、失敗を恐れずに前に出ることがで
きるような、失敗を恐れない子を育てていきたいということを、今、小学校中学校の
教職員みんなが進めているところです。

ですので、どこの学校もこどもたちの「やってみたい」そういった気持ちをすごく
大事にしていますし、そのやってみたいという気持ちさえ出にくいこどもたちに「何
をやってみよう？」と聞きながら、自分でチャレンジする素を先生たちで支えながら
育て、「じゃあどんなことしてみる？」とこどもたちの自己実現に向けて支えている
ところです。

また、失敗を恐れる子も多くいるので、各学校でこどもたちの「やってみたい」に
挑戦することを支えているところです。

いろんなものがこどもたちに与えられることが多く、自分で考えなくても「ほら次
にこれをやって、それで次はこれをやって。」と指示をされるが多かったり、大
人にやってもらうことが当たり前になっていたりということがあるので、学校ではあ
まり助け過ぎないようにしています。こどもには、「どうしたの？」「どうしたいの？」
「何か手伝うことある？」この3つの言葉を使い、その子の気持ちを聞いて、支えら
れることがあるなら支え、お助けできることがあるなら助け、助けてもらわなくても
いい子は自分で考えて行動する、というようにしています。このような取り組みを通
して、自分で考えて前に一步進めるこどもが増えていくことを願っています。

【議長】

まとめていただきありがとうございます。

これで委員の皆さん全員にご意見を聞くことが出来ました。

それでは、皆さんにいただいた御意見を参考に、今後の事務を進めていただきますよ
う、お願いします。それでは、本日の議事は以上です。委員の皆様、会議の進行に御協
力いただき、ありがとうございました。